

改正案

現行

<p>（契約締結前交付書面の交付を要しない場合） 第三十条の二十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 金融商品取引法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の受益権に係るものに限る。）に係る目論見書（第一項第二号の規定により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）に対する第一項第二号の規定の適用については、同号中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。</p> <p>（信託財産状況報告書の交付を要しない場合） 第三十八条 法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 投資信託及び投資法人に関する法律第三条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、投資信託委託会社（同法第二条第十一項に規定する投資信託委託会</p>	<p>（契約締結前交付書面の交付を要しない場合） 第三十条の二十二（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>（信託財産状況報告書の交付を要しない場合） 第三十八条 法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、投資信託委託会社（同法第二条</p>
--	--

社をいう。以下同じ。) に対し、当該投資信託委託会社が同法第十四条第一項の運用報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

四〇八 (略)

第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。) に対し、当該投資信託委託会社が同法第十四条第一項の運用報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

四〇八 (略)